

『しがぎん』 資産形成応援 キャンペーン

店頭
限定

キャンペーン期間
2026年6月1日(月)～2026年8月27日(木)



下記①②③の条件を満たした方に

3,000円分の 「JCBギフトカード」プレゼント!

条件①

キャンペーン期間中に
NISA口座開設申込

条件②

キャンペーン期間中に
投資信託
15,000円以上購入

※投資信託の購入は一括・積立どちらでも可
※一括購入の場合は2026年8月27日(木)、積立購入の場合は2026年8月18日(火)までに手続きが必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

条件③

キャンペーン期間中に専用フォームからエントリー
エントリーはこちらから!▶

※エントリー可能期間は2026年6月1日(月)～2026年8月27日(木)です。



キャンペーン概要

期 間	2026年6月1日(月)～2026年8月27日(木)	条 件	①NISA口座開設申込 ②投資信託15,000円以上購入(キャンペーン期間中の合算) ※投資信託の購入は一括・積立どちらでも可 ③専用フォームからエントリー
対 象 者	個人のお客さま		
受 付	店頭のみ	特 典	条件①②③を満たした方にもれなく3,000円分の「JCBギフトカード」プレゼント

条件① NISA口座開設申込について

●キャンペーン期間中にお申し込みください。●2026年9月30日(水)時点で、税務署承認済みであることをもって判定します。(税務署の審査に通常1～2週間程度必要です。)NISA口座開設完了日(税務署審査承認)が2026年10月1日(木)以降の場合は本キャンペーンの対象外となります。●2026年9月30日(水)時点で、税務署審査結果よりNISA口座開設不可となった場合、および閉鎖または別の金融機関に移管されている場合は対象外となります。

条件② 投資信託の購入について

●キャンペーン期間中に投資信託を合計15,000円以上ご購入いただくことが条件です。●投資信託の購入金額はキャンペーン期間中の購入金額合計で判定します。●一括購入・積立購入のどちらも特典判定の対象です。●一括購入の場合は、2026年8月27日(木)当日手続き完了分までを対象とします。積立購入の場合は、2026年8月18日(火)当日手続き完了分までを対象とします(振替日25日指定の場合)。※積立契約があっても購入実績がない場合は本キャンペーンの対象外となります。※当日手続きは14時までです。※申込書類に不備があると対象外となる場合があります。●投資信託の購入は、NISA口座・課税口座(特定・一般)は問いません。

条件③ エントリーについて

●キャンペーン期間中に専用フォームからエントリーください。エントリーがない場合やエントリー入力内容に不備がある場合は、キャンペーン対象外となります。●条件①②達成とエントリーの順序は問いません。●投資信託の指定預金口座、エントリー時入力口座は同一口座であることが条件です。

キャンペーンに関する留意事項

●個人のお客さまが対象です。●店頭受付のみ対象です。ネット投信は対象外です。●投資信託は、三重支店、新大阪支店、全代理店および海外店舗では取扱いしておりません。●キャンペーン期間中に条件①②③を満たす必要があります。●特典は課税対象となる場合があります。●当行の総合的判断により、キャンペーンの対象外となる場合もございます。●キャンペーンの内容は予告なく変更または中止となる場合がございます。●詳しくは店頭へお問い合わせください。

JCBギフトカードプレゼントに関する留意事項

●JCBギフトカードは、全国100万店舗以上で利用可能です。●使用できる施設・店舗などは「JCBギフトカード」で検索ください。●対象のお客さまには2026年12月下旬ごろ、投資信託口座の届出住所宛に郵送いたします。●転居、不在、その他の理由により、ギフトカードが返送された場合は権利を放棄されたものとみなします。

投資信託に関する留意事項

●投資信託は、預金保険の対象ではありません。●投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。●投資信託の基準価額は、組入有価証券等の値動きにより変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。●外貨建資産に投資するものには、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。●これらのリスクはお客さま自身が負担することとなります。●投資信託は、購入時・保有時・解約時に各種手数料等がかかります。●手数料等の合計額は次の手数料等の合計です。1.申込手数料(申込代金の最大3.85%[税込]) 2.運用管理費用(信託報酬)(純資産総額に対し最大年率2.42%[税込]) 3.信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%) 4.その他の費用(監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用が信託財産から差引かれます。[その他の費用]については、運用状況等により変動するものであり、その金額および合計額や上限額または計算方法を表示することができません。詳しくは「目論見書」をご覧ください。) ●投資信託の購入に際しては、必ず最新の「目論見書」「目論見書補完書面」等により商品内容を確認の上、ご自身で判断してください。●「目論見書」「目論見書補完書面」等は滋賀銀行のホームページおよび窓口等に用意しています。●購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行では申込みの取扱い等を行っています。●当ホームページ(資料)は滋賀銀行が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

NISAに関する留意事項

●当行のNISA口座の受入れ対象は、当行取扱いの投資信託に限られます。●当行に投資信託口座がない方は投資信託口座開設後にNISA口座の開設をしてください。●同一年において1人1口座(1金融機関等)に限られます。また、別の金融機関等にNISA口座内の投資信託を移管することはできません。●NISA口座で損失が発生した場合、その損失は税務上ないものとされ、配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。●年間投資枠と非課税保有限度額が設定されており、この範囲内でNISA口座で購入した投資信託から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされます。短期間の売買や、高い頻度で支払われる分配金を再投資する等の投資手法は、年間投資枠と非課税保有限度額をその都度費消することになるため、NISAを十分に利用できない場合があります。●分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。●初めてNISA口座を開設した日から10年を経過した日(10年後以降は5年経過した日ごとの日)におけるお客さまの氏名および住所を再確認させていただきます。また、その経過日から1年を経過する日までの間にその確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、新たにNISA口座へ投資信託を受入れることができません。<つみたて投資枠の留意事項> ●投信積立での買付けに限られます。●対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。●買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則年1回通知します。<成長投資枠の留意事項> ●対象商品は、NISA制度の目的(安定的な資産形成)に適したものに限られるため、信託期間20年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託もしくは毎月分配型の投資信託は対象外です。

商号/株式会社滋賀銀行 登録金融機関/近畿財務局長(登金)第11号 所属協会/日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会
当行は登録金融機関業務関連におけるお客さまからの苦情および紛争の解決を図るにあたり、以下の機関等を利用します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005

一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

2026年6月1日現在
Z550301